「地方会（等）組織」認定審査のながれ

平成 20 年 2 月　JSGHP 地方会委員会

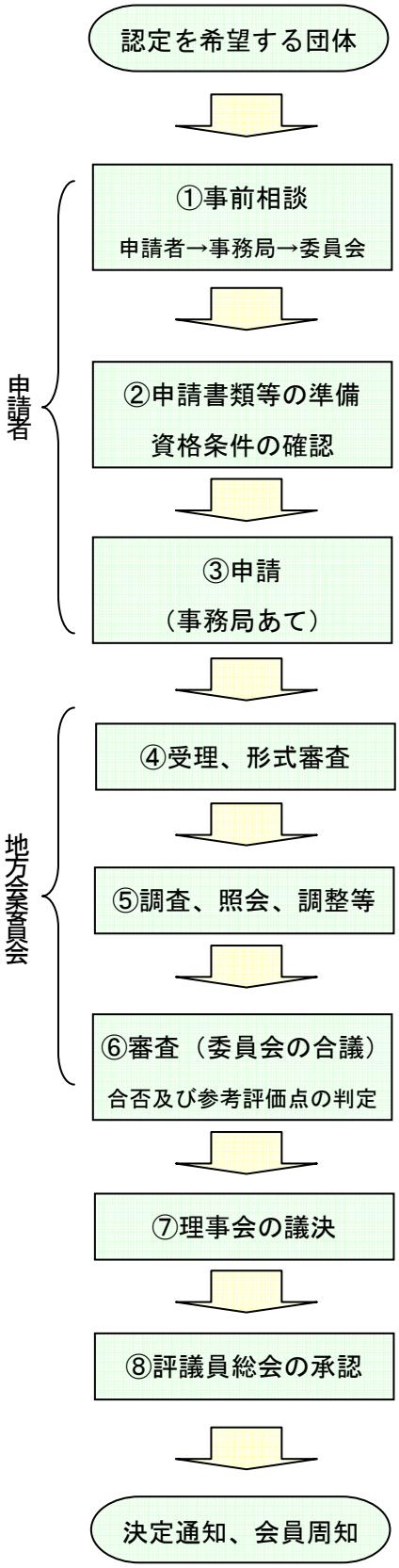

「地方会（等）組織」とは、地域における総合病院精神医学の普及、地方の会員の生涯教育の機会保障及び地域政策的貢献をはかることを目的に、日本総合病院精神医学会（以下本会といいます）が、既存の学術集会・学術団体を、地方会に準じた組織として認定したものをいいます。

認定は申請に基づき審査され、決定されます。以下、認定審査の流れについて説明します。

①【事前相談】　認定を希望する団体の代表者（申請者）は、本会事務局を通じて地方会委員会にご連絡の上、制度の詳細や手続等について説明を受けて下さい。

②【申請書類等の準備】　この際、申請に必要な資格条件があることも確認して下さい。

③【申請】　申請書類等は事務局あてに提出して下さい。

④【受理、形式審査】　申請書類等が揃っていること、申請に必要な資格条件があること等を確認します。

⑤【調査、照会、調整等】　申請内容に関して地方会委員会からお問い合わせをしますので、ご協力下さい。

⑥【審査】　地方会委員会において、内規第 6 条の各号に適合するかどうかを中心に審査します。内規に適合するものについては、評議員選出基準及び専門医更新のポイント付与の参考とするため、当該団体の規模、構成員のうち本会の会員である者の数や活動実績等から総合的に判断した参考評価点も判定します。

⑦【理事会の議決】　地方会委員会の審査後は、直近の理事会に付議され、認定の可否にかかる議決が行われます。

⑧【評議員総会の承認】　理事会で認定を可とする議決があった場合、評議員総会の承認を受けて認定する旨が決定されます。理事長は申請者に通知するほか、機関誌を通じて会員に周知します。評議員総会の承認により「認定する旨の決定」があった場合、決定の効力は理事会の議決のあった日に遡及します。